

【成果】

- 発災初期より、全国から保健医療福祉活動に係る支援チームが派遣され、県、市町や避難所等で活躍。
- また、復旧・復興期にかけて、雇用調整助成金等の雇用対策や地域福祉推進支援臨時特例交付金による住宅支援等を実施。

【今後の課題と対応方針】

- 災害関連死の防止に向けた取組や施設復旧に向けた支援、ハローワーク等による雇用対策等を通じ、被災地の復旧・復興を全力で後押ししていく。

これまでの成果等

生活再建= **生**

なりわい再建= **な**

生 被災者の命・健康を守るための取組

【応急対策期】

- ◆ 被災地における保健医療福祉活動を支援するため、全国からDMAT、DHEAT、DWAT等の支援チームが派遣され、県、市町、保健所や避難所等で活動。
- ◆ 医療コンテナやモバイルファーマシーを活用した医療的支援。
- ◆ 医療機関等に対する医薬品等の供給やプッシュ型支援の枠組みにより紙おむつや生理用品等の衛生用品等の支援を実施。
- ◆ 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用した避難所支援を実施。



【DMATの活動の様子】

【復旧・復興期】

- ◆ 保健師等による巡回訪問や、仮設住宅入居者等に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で各専門相談機関へつなぐ取組を実施。
【被災者見守り・相談支援等事業の実績（令和6年1月～令和8年3月）】：支援件数（累計）：394,987件
- ◆ 被災者の心のケアのため、「石川こころのケアセンター」を設置。また、令和7年2月に能登半島北部にも拠点（石川こころのケアセンター奥能登）を設置し、電話相談に加え、能登地域6市町において仮設住宅等への訪問支援等を実施。
【石川こころのケアセンターの活動実績（総数）（令和8年3月末時点）】：電話相談：1,333件 訪問支援：923件



【こころのケアセンターの活動の様子】

生 施設復旧に向けた支援

- ◆ 激甚災害の指定に伴う、施設復旧に係る補助基準額の上限撤廃や補助率の引上げ等の特例措置。
- ◆ 被災状況
 - ・（高齢者施設）被災前：能登地域6市町の92施設
→ 運営中：81施設（再開した19施設含む）
→ 上記を除く11施設中1施設が再開予定、10施設が廃止（うち2施設は他施設と統合）【令和8年4月1日時点】
 - ・（障害福祉施設）被災：能登地域6市町の46施設
→ 復旧済：40施設
→ 残り6施設が廃止。
- ※医療施設については能登北部・中部の13病院中、12病院が既に診療再開済み。



【介護施設の復旧の様子】

生 住宅支援

- ◆ 地域福祉推進支援臨時特例交付金（※）の創設
 - ※ 能登地域6市町（珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市）において、地震により住宅が半壊以上の被災をした高齢者等がある世帯に対して、住宅再建支援等に係る給付金を支給。
【支給実績】（令和8年3月31日時点の速報値）：計30,164件
（内訳：家財18,072件、自動車5,112件、住宅再建6,980件）236億円

な 雇用・労働に対する対応

- ◆ 地域の雇用対策等
 - ・雇用調整助成金の特例措置（令和7年12月末をもって終了）
 - ※支給実績（令和8年3月末時点、石川県）：44.4億円
 - ・在籍型出向を活用する事業主に対する助成措置の実施
 - ・雇用保険の失業手当の特例措置の実施
 - ・能登北部地域のハローワークにおいては、石川県と信用金庫と連携し、求人を積極的に開拓。
- ◆ 復旧・復興工事における労働者の安全衛生確保
- ◆ 「生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付」の創設



【企業説明会の様子】

今後の課題と対応方針

生 被災者の命・健康を守るための取組

- ◆ 被災者見守り・相談支援等事業を継続して実施。
- ◆ 被災地心のケア事業を継続して実施
- ◆ 仮設住宅の高齢者等への相談支援や食事・入浴等を提供するサポート拠点6箇所については令和7年6月までに5箇所が開業。残りの1箇所は令和8年3月30日に開業。

生 施設復旧に向けた支援

【介護・障害福祉】

- ◆ 豪雨災害により被災した施設等の復旧費の追加計上や、豪雨災害について、被災施設の早期復旧を図るため、災害査定の一體的な取扱いの実施。

【医療】

- ◆ 「奥能登公立4病院機能強化検討会」における議論を踏まえた、医療機関の取組支援

生 住宅支援

- ◆ 応急仮設住宅の集会所等で出張相談会を開催して、被災者に給付金の申請を促すなど、引き続き円滑な給付に取り組む。

な 雇用・労働に対する対応

- ◆ 労働局・ハローワークから、地域の経済団体等に加え、求人が未充足である石川県内企業に対しても、リーフレットを用いて、在籍型出向の人材受け入れ協力呼びかけを幅広く実施。
- ◆ 能登半島地震等に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により人材を確保する場合には、出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向期間中の賃金に要する経費の一部を助成する措置を、令和8年も継続。
- ◆ 「生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付」による資金繰り支援を継続して実施